

第7章 医療の安全の確保

第1節 医療提供施設における医療安全対策

I	現状と課題
---	-------

1. 現状

(1) 医療機関における体制

2007年の医療法改正により、全ての医療機関の管理者は、医療の安全管理のための体制整備、院内感染対策のための体制整備、医薬品・医療機器の安全使用・安全管理のための体制整備が義務付けられました。

医療安全管理者の配置や相談窓口については、設置義務はありませんが、現在、県内の病院と一般診療所のうち、医療安全管理者を配置している医療機関数は483施設(62%)、医療相談窓口を設置している医療機関数は211施設(27%)となっています。

また、専従又は専任の医療安全管理者を配置している病院数は24施設(25%)となっています。

区分	病院	一般診療所	計
医療安全管理者を配置している医療施設数	94 (99%)	389 (56%)	483 (62%)
医療安全に関する相談窓口を設置している医療施設数	72 (76%)	139 (20%)	211 (27%)
専従又は専任の医療安全管理者を配置している病院数	24 (25%)	—	24 (25%)

(医療機能調査)

(2) 薬局における体制

① 薬局における調剤の業務を行う体制の整備

薬局においては、医薬品医療機器等法に基づき、医薬品の安全使用のための責任者の設置や業務手順書の作成、事故時の従事者から開設者への報告のほか従事者に対する研修など、調剤の業務に係る安全管理及び適正管理体制を整備することが義務付けられています。

② 医療機関と薬局との連携

薬局から医療機関への問い合わせ、お薬手帳の活用及び佐賀県診療情報地域連携システム(ピカピカリンク)の活用等により、患者の安全・安心な薬物療法に寄与するために、医療機関と薬局における医薬品情報等の共有化を図っています。

③ 薬局における夜間・休日体制

薬局においては、夜間・休日の連絡先等を掲示するほか、一部の地域薬剤師会では、常時、夜間・休日対応できる薬局を設けるなど医薬品の供給体制の構築を図っています。

④ 調剤事故防止対策

佐賀県薬剤師会では、薬局薬剤師や病院薬剤師等で構成される「医療安全委員会」を設け、会員からヒヤリハット事例などの情報を広く収集・分析して、調剤事故防止のための様々な手法や検討を行うとともに、それらの情報を薬剤師会会員で共有し、各薬局での具体的な対策につなげています。

また、各地域において研修会を開催するなど、薬局薬剤師と病院薬剤師がより連携する「薬薬連携」を充実させています。

(3) 行政における体制

医療の安全を確保するためには、医療機関はもちろん、関係団体、行政、そして医療に関係する全ての者が、それぞれの役割に応じた医療安全対策に積極的に取り組むことが必要です。

① 立入検査における医療安全体制の確認

医療機関の構造設備や医療従事者の確保、清潔保持の状況、医療安全に対する組織的な取組等について、各保健福祉事務所が毎年実施する立入検査の際に確認、指導を行っています。

② 医療に関する相談体制の整備

県医務課と各保健福祉事務所に「医療安全支援センター」を設置し、患者・家族からの相談を受け付ける他、相談内容に応じて他の相談機関（法テラス等）を紹介することや、医療機関に対して患者・家族からの要望を伝えることで、医療現場における安全と信頼を高めています。2020～2022年にかけては、年平均350件程度の相談が寄せられています。

また、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、弁護士からなる「医療安全推進協議会」を設置し、医療安全支援センターの運営方針や地域における医療安全の推進のための方策等を検討する体制を設けています。

③ 薬局機能情報提供制度（医療情報ネット（仮称））

県においては、県民・患者による薬局の適切な選択を支援するために、薬局の有する機能に関する情報（薬局機能情報）をインターネットにて情報提供しています。

①【医療情報ネット（仮称）】URL 記載予定（計画策定までに確定しない場合は本行削除）

2. 課題

患者や家族が医療情報にアクセスしやすくなったことに伴い、医療機関に対し十分な説明を求める傾向が強まっており、医療現場においては、これまで以上に、患者・家族への説明責任が求められています。

2	今後の対応
---	-------

医療機関に対する医療安全に関する情報の提供、立入検査等を通じて、医療安全対策や医療従事者に対する意識啓発を行い、医療機関における医療安全の管理体制の強化を推進します。

医療安全支援センターでは、引き続き、患者やその家族等からの相談や苦情に対応し、医療機関等へ情報提供、助言等を実施し、患者サービスの向上を図っていきます。

また、医療機関や関係団体等とより一層連携・協力を図り、安全な医療提供体制を目指します。

そのほか、薬局における夜間・休日対応については、輪番制等による対応により医薬品の供給体制の構築を図ります。

第2節 医療提供施設における医療事故・院内感染対策

1 現状と課題

医療事故とは、医療機関に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、医療機関がその死亡又は死産を予期しなかったものです。

2015年10月に医療法が改正され、医療事故が発生した場合には、医療機関において、医療事故に係る死亡又は死産した者の遺族に対する説明、国が指定した医療事故調査・支援センターへの報告を行うことなどにより、医療事故の再発防止につなげる医療事故調査制度が設けられました。医療機関には、該当事案が生じた場合には、適切に対応することが求められています。

院内感染対策については、定期的に厚生労働省が主催する研修会に県内の医療従事者が参加し、各医療機関における院内感染対策の充実を図っています。また、地域において基幹病院の感染管理認定看護師（CNIC）を中心に院内感染対策の地域ネットワークの構築が進んでいます。

県内において院内感染が発生した場合、医療機関からの情報提供を受け、各保健福祉事務所において、庁内関係課と情報の共有化を図り、発生した事案の詳細を確認し、必要に応じて他の医療機関及び関係団体あて注意喚起を行っています。

医療事故や院内感染の予防、再発防止のため、各医療機関のみならず、関係団体や行政等が連携して医療の安全に関する対策に取り組む必要があります。

2 今後の対応

医療事故調査については、厚生労働大臣が指定した医療事故調査等支援団体が対応するため、県が直接関わることはありませんが、医療機関への立入検査実施時には、医療安全対策や院内感染対策を確認し、ヒヤリハットの情報提供等、医療事故や院内感染を未然に防ぐ体制を構築できるよう支援します。

また、医療機関から医療事故や院内感染について、保健福祉事務所へ情報提供があった際は、必要に応じて、関係機関に注意喚起を行う等、類似事例の防止や再発防止を促します。